第2号様式（第10条関係）

令和7年 4月 4 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員　　島尻 忠明

令和 6 年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和 6年度政務活動費収支報告書を提出します。

沖縄県議会事務局 収 7.4.-4 受 沖縄県議会

別紙

令和 6年度 政務活動費収支報告書

議員名　島尻 忠明

1 収　入　　政務活動費　1,350,000 円

2 支　出

（単位:円）

項　目	支出額	備　考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費	297,502	議会報告書印刷代 沖縄タイムス・琉球新報（8915枚）折込み・振込手数料
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費	913,898	家賃　水道料
事務費	138,600	会議用テーブル（6台）＆椅子（12脚）
人件費		
合　計	1,350,000	

注　備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残　余　　0 円

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　広聴広報費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
3/27	議会活動報告書NO5 印刷(20,100枚)/沖縄タイムス(11,095枚)・琉球新報(8,915枚)折込(3/25)振込手数料込み	574,380	その他	297,502
A. 小計				297,502
B. 支払証明書計				
広聴広報費　充当合計				297,502

充当割合：政務活動　のみ全額充当

広聴広報費

議会活動報告　20,100 枚

折込（沖縄タイムス /11,095　琉球新報 /8.915）

№ 520273

領収証

2025年3月17日

島尻忠明　様

登録番号：T1360001006661
株式会社うるま印刷
〒901-1111 沖縄県南風原町字新城577番地
℡(098)889-5362 FAX(098)889-5813
http://www.uruma-ins.co.jp
認証番号：SGSHK-COC-350623

議会活動報告書 No.5	20,100	枚	19.5		391,950	
折込代 沖縄タイムス	11,095	枚	6.5		72,117	
折込代 琉球新報	8,915	枚	6.5		57,947	
印刷 折込代						
10%対象					522,014	
消費税額 10%					52,201	
[redacted]				¥	574,215	

上記のとおり領収いたしました

内訳	
現金	
小切手	
手形	
相殺	
振込	✓沖銀

200円

〈おきぎん〉をご利用いただきありがとうございます。

おきぎん キャッシュカードご利用明細

お支払後の元帳残高頭部に「－」印字がある場合は
ご融資残高（総合口座、カードローン）を表わします。

取引内容	取扱日	連絡番号	取扱店番
お支払	070327	132410	1H

銀行番号 [redacted] 取引店番 [redacted] 口座番号 [redacted]

万	五十	二十	千	500	100	50	10	5	1
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

センター取引時刻	取引金額
13:30:28	¥574,215
センターコード	お取引後残高

摘要	手数料	
******	デスウリョウ	¥165
	オツリ	¥0

お振込先
沖縄銀行 [redacted]
お受取人 カ）ウルマインサツ 様
ご依頼人 シマジリ タダアキ [redacted] 様
振込日 07.03.27 N031151

574,215+165 ＝ 574,380

574,380 － 276,878 （会派持分） ＝ 297,502

充当額　297,502 円

印刷 / 折込（振込手数料込み）

広報紙充当可能割合確認票

議員名　島尻 忠明

広報紙名	紙面割合
議会活動報告 Vol.5	●全体面積：21cm×29.7cm×4面＝2494.8㎠ ●充当対象外記事：面積計＝0㎠ FALSE ●充当可能割合：1-(0㎠／2494.8㎠2)＝1　≒　100/100以下

ウ、就学援助対象者については、普通交付税の算定に含まれているため除外としているようだが、普通交付税の算定については、あくまでも基準財政需要額の中で算定されているだけであり、基準財政収入額との差分が交付されるため、算定額がそのまま自治体に入ってくるわけではない。市町村の大きな負担となっていることを考えれば、これもまた当然に対象にすべきではないか伺う

エ、実質的に3割なのに半分補助としていることは詭弁であり、県知事の公約にのっとって、市町村としっかり話し合い、除外規定を設けずに、少なくとも各市町村の給食費の半額相当を実質的に補助すべきであるが、知事の見解を伺う

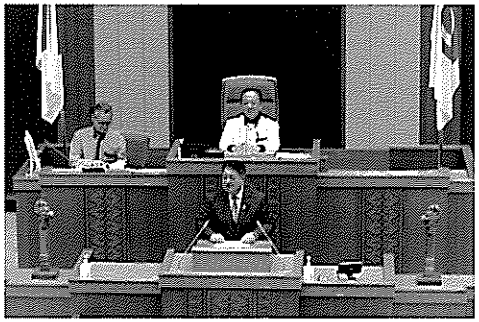
(7) 東京大学が授業料を10万円値上げする決定をしたことが報道され、他の国立大学もこれに追随するのではないかという不安や懸念が生じつつある。このような中で、県立高校授業料については、どのような考え方の下で金額が決定されているのか。近い将来値上げする可能性はあるのかどうか伺う

(8) 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画にもあるとおり、キャリア教育の重要性は言わずもがなであるが、昨今の人手不足の状況も踏まえ、教育と産業界との連携はどのように行われているのか伺う

(9) 学校施設等が指定避難所となっている場合、その耐震性や自家発電設備等、避難所としての機能を当然担保しておかなければならないが、県内の学校において十分に対策が取られているのか伺う

12月議会一般質問

1．知事の政治姿勢について
(1) 那覇港浦添埠頭地区の整備についてでございます
ア、現状としてどのような調査をなされているのか伺います
イ、今後の取組・課題についてお聞かせをください
ウ、第2回てだこ協議会の協議内容について伺います



2．土木建築行政について
(1) 県道浦添西原線の整備について
(2) 舗装工事等専門職種の技術的評価について、県の考え方を伺う
(3) 勢理客、株式会社沖縄メディコ前の安謝川2級河川、いわゆる県管理の氾濫防止策の取組について伺う

3．原付一種（50ｃｃ）のバイク生産終了について
(1) 原付一種（50ｃｃ）のバイク生産終了に伴う2025年11月以降の原付バイクの取扱いについて伺う
(2) 原付免許の免許区分見直しについて伺う

4．資格外活動許可について
(1) 留学生の資格外活動に係る対策について、県の考えを伺う

5．我が会派の代表質問との関連について

2月議会一般質問

1．知事の政治姿勢について
(1) 2月9日の浦添市長選挙の結果を受けての知事の見解について
(2) 松本候補者、里道候補者、知事、両副知事はどの候補者の市長選応援に入りましたか。
(3) 選挙結果を受けて今後の那覇港浦添埠頭地区の取組と今後の課題について
(4) 第3回てだこ協議会の開催の日程について

2．土木建築行政について
(1) 浦添市小湾川の整備について

3．資格外活動許可について
(1) 留学生の資格外活動許可について、さきの定例会で県の考え方についてお聞きしましたが、その後の取組について伺う

4．我が会派の代表質問との関連について

視察



■11月8日に発生した「沖縄本島北部豪雨災害」
11月10日に現地入りし、被害状況の確認をしました。

沖縄県議会　議員居室614号室
〒900-8501　沖縄県那覇市泉崎1-2-3　TEL(098)866-2608　FAX(098)866-2773
自民党会派ホームページ

沖縄県議会議員
島尻忠明

総務企画委員会 副委員長
那覇港管理組合議会 委員

議員活動報告
Vol.5
2025.3.25



日頃より島尻忠明の議会活動に対し、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

生活必需品の相次ぐ値上げや食費、光熱費の高騰など物価上昇が続き、生活の厳しさを痛感しながら日々の議会活動を通して”政治の原点”を考えさせられています。

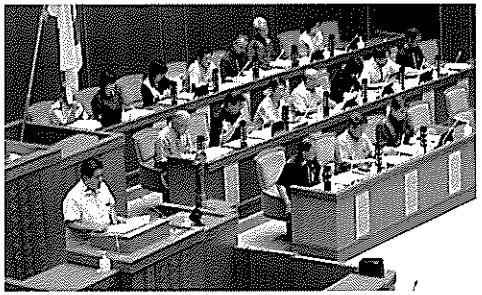
一方、昨年8月には県内の経済界が中心となり那覇市、浦添市、宜野湾市と連携して、基地返還跡地の一体的な利用と那覇空港の機能強化を図り、真に日本を牽引し、次代の沖縄の進化を象徴する「世界に開かれたゲートウェイ」として、その将来像の具現化を図ることを目的に「GW(ゲートウェイ)2050プロジェクト推進協議会」が設立されました。プロジェクトの実施により地域経済の活性化と成長力が確保され、今あるまちをどのように再編し、如何に魅力的に維持発展させるのか”新たな価値の創造”による浦添のまちづくりに取組んで参ります。

6月議会一般質問

1．知事の政治姿勢について
(1) 那覇港湾浦添埠頭地区の整備について
(2) 沖縄県（知事）の取り組む施策の中で、最重要課題について

2．二輪車の車両通行帯の交通規制解除の経緯と今後の課題について

3．我が会派の代表質問との関連について
1の(3)、子どもの給食費無償化について
1の(4)、水道料金の値上げについて

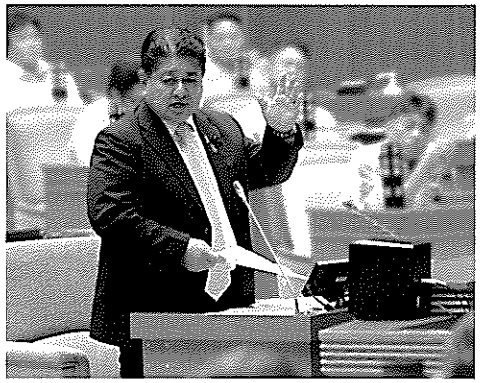


10月議会代表質問

1．経済産業振興について
(1) 県としてこれまで実施してきた物価高対策の状況と今後の見通しについて
(2) 県が主導し、泡盛業界と一体となった国際化・市場化・ブランド化への取組をどのように考えているのか
(3) 地価高騰による家賃水準の上昇などが続けば、失業率の上昇や生活保護世帯の増加といった負の側面も考えられるが、県経済への影響についてどのような認識か
(4) スタートアップ支援施策の取組について
ア、玉城知事が会長を務めるおきなわスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムが策定した目標値の進捗状況について
イ、2028年までの目標達成の見通しと課題について
(5) 本年7月に超党派の有志市町村議員がOIST推進議員連盟を発足させたが、県として議員連盟の意義をどのように捉えているのか、また今後どのような連携を図ることができると考えているか
(6) 有効求人倍率を産業間で比較すると、不足分野と余剰分野の差が明確となっている。特に、技術や資格を持たない一般事務系労働力の余剰が顕著であり、職業能力開発の促進やOJT・OffJT等のハイブリッドの取組を進める必要があると考える。産業間の労働力ミスマッチを解消するための県の考えを伺う
(7) 本年実施をされております定額減税により、原則として所得税・住民税の合計で1人4万円の税額控除を受けられることになっている。県内経済へはどのような効果が見込まれるのか伺う
(8) 中小企業支援の観点から、賃上げと両立できる経営を支援するために、県としてどのような取組が必要か伺う

2．子ども子育て支援について
(1) 知事は沖縄における子育ての環境が歴史的にどのような変遷を経たのか、また現在の状況をどのように捉えているのか、基本的な課題認識について
(2) 貧困状態からの脱却に向けた中長期・短期の対策について
ア、これまで10年近く実施をしてきた子どもの貧困対策事業について包括的な検証を行う機会を設けるべきではないか、県の考えを伺う
イ、子どもの貧困解決には、短期・中長期の各施策、指標を再整理する必要があると考えるが、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画におきましては、どのような改善が図られているのか伺う
ウ、子どもの貧困対策として国や県から委託事業を受けている事業者の実態把握はなされているのか伺う

(3) 保育士の確保が進まないのはどのような課題があり、課題解決の障壁となっているのは何だと考えているのか、県の見解を伺う
(4) こども家庭庁は、ひとり親家庭への支援策に関する自治体向けの補助メニューを集約し、3つの支援パッケージを新設する方針を示したところであるが、ひとり親家庭の多い本県では大いに活用が望まれるところである。本県のひとり親家庭の状況と本パッケージにより見込まれる政策的効果について伺う
(5) 保育職に係る公定価格については地域の事情において一定程度の加算が認められている。本県では原則的な公定価格では生活が大変苦しく、保育従事者の確保につながらないおそれがある。県として、公定価格の設定ルールの見直しについて国に働きかけを行っていく考えはないか伺う



3．文化観光スポーツ行政について
(1) コロナ禍を経て沖縄観光の付加価値がインバウンド・アウトバウンド双方に認められ、一層期待と魅力が高まっている。一方で、需要を賄うだけのサービス供給体制、すなわちオーバーツーリズム対策など質の確保が課題となっているが、県の基本的な認識を伺う
(2) 見せる復興をコンセプトに進んでいる首里城正殿等の復旧・復興であるが、平成の復元と比較しつつ、最終的に要する費用はどの程度の規模になるのか伺う
(3) 中城御殿跡地の整備について
ア、首里城復興に合わせて整備されている中城御殿跡地については、県の土地に県が施設を整備するものであり、整備後も県が責任を持って管理すべきと考えるが、中城御殿跡地整備の管理体制について伺う
イ、中城御殿跡地の整備において、一部那覇市が博物館施設を整備すると聞いている。そうであるならば、博物館エリアにつきましては那覇市が管理するとしても、博物館エリア以外につきましては首里城公園との一体性を考えれば、県が責任を持って管理すべきではないか伺う。
(4) 大型MICE整備事業が入札不調となり、実質的に2度目の事業頓挫に追い込まれかねない状況にある。
今後の事業可能性への不安が高まっている中、これから大型MICE整備事業はどこに向かっていくのか伺う。
(5) 入域観光客数の増加とともに海難事故・水難事故が増加している。事故率を最小限にとどめる手だてを講じる必要がある。海の安全・安心をいかに確保していく考えか伺う
(6) 観光目的税を定額制から定率制とする方針転換がなされたことは、観光業界の皆様の声を受けた対応は評価できる。一方で、導入に当たっての問題は山積しており、どのような課題認識とスケジュール感を持って進捗を図っていくのか伺う
(7) 観光の裾野は広く、ワーケーション、ラーケーションなど新しい観光の形が概念化されてきている中で、伝統的な観光形態のみならず、こうした新しい観光形態に対しても観光振興基金を活用して支援を講じるべきと考えるが、県の考えを伺う
(8) プロ・アマ問わず、本県出身者のスポーツ界での活躍が著しいところであり、より一層スポーツ競技力向上に向けて公的支援を注入することが求められているのではないか。各競技団体との連携を今後どのように図っていくか伺う
(9) パリオリンピック・パラリンピックでの日本人アスリートの目覚ましい活躍が記憶に新しいところであるが、県内には障害の方が活用できるトレーニング施設がなく、整備が望まれている。今後、施設整備の計画を進める考えがあるのかどうか伺う
(10) 道路案内標示板のペンキが剝がれ、表記が判別困難なものが数多く見受けられます。
一方で、道路案内標示板の役割に代わる機能を果たしていると思われるナビゲーションアプリ等の発達も目覚ましいが、管理当局としてどういった認識の下で適正管理を進めていくのかお考えをお聞きいたします。

4．健康保険・医療介護・生活福祉について
(1) 中部病院の建て替え問題につきましては、現地建て替え案と移転建て替え案の双方が対立している状況と見受けられるが、改めて県民に分かりやすい説明を旨としつつそれぞれのメリット・デメリットについて伺う
(2) 北部医療センターの開設に向けては、建設費用の増加が課題となっていると聞いているが、工程に変更はないのかどうか、財源確保についてどういった対応を図っていく考えか伺う
(3) 小児救急医療については中核病院での一部サービス停止など、県民にとって不利益となる状態が見受けられているところだが、サービスを持続可能なものとするためにはどういった取組が必要と考えているのか伺う
(4) 特殊詐欺被害が後を絶たないが、外国人グループの暗躍やネット社会に特有なアンダーグラウンドでの犯罪行動が根底にあると思われます。被害防止対策のための取締り強化策について当局に伺う
(5) 県内大学への薬学部設置の取組について、琉球大学を含めて現在どのような進展があるのか伺う
(6) 若年者を含めた薬物流通・乱用防止の取組について伺う
(7) 保育職のみならず、介護・福祉職に係る公定価格についても、地域区分の見直しを図っていくことが重要かと考えるが、見解を伺う
(8) 火葬場の逼迫は喫緊の課題となっており、大規模災害時の広域利用の取組に加えて、平時においても広域利用が可能となるような仕組みづくり、市町村への働きかけ、支援策を県として考えられないか伺う
(9) 違法なオンラインカジノやギャンブル依存症は貧困問題の一因となっているという指摘もあるが、対策についてどういった取組を講じているのか伺う

(10) 新しい水道料金について、昨年度2月補正予算、本年度6月補正予算において値上げ幅を圧縮するための措置がなされたと思うが、具体的にどの程度圧縮が図られたのか伺う



5．農林水産行政について
(1) ゆがふ製糖に対する工場冷却水の対策については、予備費での緊急的な措置がなされたことは議会の総意に対して迅速な対応がなされたものと大いに評価できる。
他方、伊良部島をはじめとする製糖工場の老朽化が著しいところがあるのも事実であり、対策を講じる必要があります。働き方改革への対応も含め、安定操業のために取り組んでいただき、県として何らかのパッケージ施策を取りまとめる必要があるのではないか伺う
(2) 県内飼料価格高騰の現状はどのようになっているか、追加対策の必要性はその後生じていないのか伺う
(3) 6月補正で計上された和牛畜産農家の経営安定化緊急支援に関しましては附帯決議を全会一致で採択したが、決議の趣旨を踏まえてどのような措置を講じているのか伺う
(4) 耕土からの赤土流出防止対策について、台風や大雨後は海の色が異なるぐらいに汚濁があからさまである。具体的な改善指標などが設定されているのかを含めて、現状を伺う
(5) 沖縄の地理的・気候的特性に根差した農産品は多岐にわたると思うが、これらを組み合わせ付加価値の高い農林水産ブランド品を開発し、6次産業化へとつなげていく取組について、どのような対策を講じているのか伺う
(6) 県内における海業振興に当たって、良質な種苗生産や陸上養殖などを含め、稼ぐ漁業を目指す取組をどのように進めていくべきか伺う
(7) 沖縄県のクロマグロ漁獲枠の現状とさらなる増加に向け取組について伺う

6．人材育成・教育行政について
(1) 学校経営改革について
ア、教育庁本庁と各県立学校は、行政組織上どのような関係にあるのか伺う
イ、各学校における入札契約のほか総務事務などのいわゆるアドミニストレーション業務については、本庁で一括して実施することなどにより事務効率化、コスト削減を図ることはできないのか伺う
ウ、テストの採点集計や資料印刷、種々の取りまとめ事務などについて、教員の教務を補佐するスタッフを充実させることにより、負担軽減を少しでも図ることができないか伺う
エ、学校の児童生徒用のポータルシステムを構築し、教員が行っている事務作業を効率化することはできないか伺う
オ、県立特別支援学校において、教員の皆さんが通学バスの交通整理を行っているという話を耳にしますが、働き方改革を徹底してほしいとの声が聞こえてきており、対策について伺う
(2) 教員のメンタルヘルス対策の問題の深刻さは広く共有されていると思われるが、働き方改革推進課を設置して対策に乗り出しているところ、現状改善の兆しは見えてきているのか、あるいは何か課題となっているところがあるのか伺う
(3) GIGAスクールにおける学習アプリについては導入費用が家計負担となっているところ、公的負担での支援を求める声が上がっている。各学校が個別にライセンス契約をするのではなく、本庁で取りまとめた上で一括導入を図り、コストダウンを図るなどの取組も考えられるところだが、当局の考えを伺う
(4) 今後の部活動の在り方について
ア、部活動において子どもたちの安全・安心を確保する上で、指導者の資質、専門性がより一層求められているが県としてどういった取組を行っているのか伺う
イ、離島の児童生徒もそうであるが、部活動の遠航費負担が大きな課題となっております。助成支援について様々な財源確保、スキーム構築を考えていただきたいが、県の考え方を伺う
(5) 高速バス等を使って長距離通学をしている子どもたちにとっては、時間だけでなく交通費用も大きな負担となっている。学生バス賃の完全無償化は重要な課題であり、早急に手当てをすべきであると考えるが、改めて知事はどのようにこの問題を捉えているのか伺う
(6) 学校給食費の無償化について
ア、那覇市議会での代表質問において、那覇市教育委員会は、那覇市における小中学校の学校給食費は年額約15億3900万円、うち中学生の学校給食費は年額約5億4500万円と答弁し、併せて現在県が示しているスキームでは、県の補助額は約1億7066万円と試算しているとも答えている。これは全体の給食費のうち僅か11%、中学生だけ見ても31%に過ぎない。これが事実であれば、県が半額というのは間違った表現ではないか、事実関係についてしっかりお答えをいただきたい
イ、条例等で定められていない物価高騰対応費を除く要件について、これまで各市町村は保護者負担を増やさないよう自助努力によって実施してきたものである。間違いなくこれも給食費に含まれるものであり、なぜ除外をするのか、対象にすべきではないか伺う



広報広報費

沖縄タイムス証明書

株式会社うるま印刷　御中
島尻忠明　御中
日　付：2025年3月25日 火曜日
配布枚数：　11,095枚　サイズ：Ａ－３
媒体種別：　沖縄タイムス

販売店名	配布枚数	販売店名	配布枚数
浦添市	11,095		
浦添市	11,095		
神森センター	1,525		
浦添東１	1,065		
城間	775		
宮城･屋富祖三丁目	780		
上港川	750		
浦添中央センター	740		
伊祖第二	155		
牧港中央販売センター	460		
下港川	485		
仲間	780		
当山(浦添)	405		
前田・石嶺北	870		
広栄	500		
浦西団地	310		
経塚	780		
大平インター	255		
安波茶	460		

上記の指定期日通り、配布したことを証明申し上げます。

発行日　2025年3月26日

株式会社タイムスアドネクスト
那覇市久茂地２丁目２番２号(タイムスビル)
TEL.(098)866-4812
FAX.(098)866-4855

広報広報課

株式会社　沖縄タイムスサービスセンター　御中　　送信日：　3月１９日（水）

担当：[redacted]殿　　TEL　098-866-4812

FAX　098-866-4855

広告主	島尻　忠明	折込日	3月25日（火）
タイトル	議会活動報告書　№5	搬入日	3月22日（土）
サイズ	A3		
部　数	11,095 部		

コード	販売店		部数	備考
	浦添市		11,095	
		合　計	11,095	

株式会社　うるま印刷　　担当：[redacted]

〒901-1111　南風原町字兼城577

TEL.098-889-5362　FAX.098-889-5813

広報広報費

折込配布証明書

（株）うるま印刷 御中

チラシ内容	沖縄県議会議員　島尻　忠明				
折 込 日	2025年03月25日（火）	折込枚数	8,915 枚	サイズ	A3

地　区		地　区	地　区
浦添市	8,915		

40457799

上記の指定期日通り、㈱琉球新報社に折込配布したことを、ご証明申し上げます。

株式会社琉球新報開発

本　　社 ／ 沖縄県那覇市天久905番地
TEL （098） 865-5268
中　　部 ／ 沖縄県沖縄市仲宗根町25-6
TEL （098） 938-3535

広報広報課

株式会社　琉球新報開発　折込広告部　御中

担当：[redacted]　殿

送信日：　3月19日（水）
TEL　098-865-5268
FAX　098-869-0729

広告主	島尻　忠明	折込日	3月25日（火）
タイトル	議会活動報告書　No.5	搬入日	3月22日（土）
サイズ	A3		
部　数	8,915 部		

コード	販売店		部数	備考
	浦添市		8,915	
		合　計	8,915	

株式会社　うるま印刷　　担当：[redacted]
〒901-1111　南風原町字兼城577
TEL.098-889-5362　FAX.098-889-5813

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃　@100,000×7　(7･8･10･12～3)月分	700,000	全額	700,000
毎月払	家賃　@106,949(水道料込み)×2　(9･11)月分	213,898	全額	213,898
事務所費　充当合計				913,898

充当割合：取務活動、以外が含まれるので案分

事務所費

領　収　証

No. 09464

令和 6年 6月16日



島尻　忠明　　様

金額　￥１１１，５０３－

内訳

物件名	部　屋	該当年月	項　目	金　額		備　考
めぐみビル	102	2024/07	賃貸料	100,000		
めぐみビル	102	2024/07	水道料	11,503		令和6年5.6月分

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL：098-876-1230　FAX：098-878-5372

係印　領収 '24.6.1

水道料（5.6 月分）11,503 充差し引く

111,503－11,503＝100,000

家賃（7 月分）　100,000 円

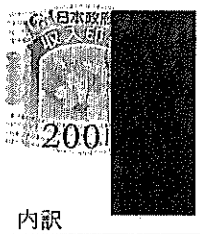
充当割合：政務活動　のみ全額充当

事務所費

領　収　証

No. 09463

令和 6年 7月24日



島尻　忠明　　様

金額　￥１００，０００－

内訳

物件名	部　屋	該当年月	項　目	金　額		備　考
めぐみビル	102	2024/08	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL：098-876-1230　FAX：098-878-5372

係印	

家賃（8月分）　100,000円

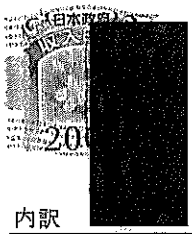
充当割合：政務活動　のみ全額充当

事務所費

領　収　証

No. 09462

令和 6年 8月19日



島尻　忠明　　様

金額　￥１０６，９４９－

内訳

物件名	部　屋	該当年月	項　目	金　額		備　考
めぐみビル	102	2024/09	賃貸料	100,000		
めぐみビル	102	2024/09	水道料	6,949		令和6年7.8月

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL：098-876-1230　FAX：098-878-5372

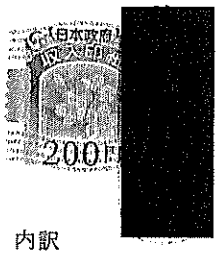
係印	

家賃（9月分）　106,949円

（水道料込み７月/8月分）

事務所費

充当割合：政務活動　のみ全額充当



領　収　証

No. 09461

令和 6年 9月24日

島尻　忠明　　様

金額　￥１００，０００－

内訳

物件名	部　屋	該当年月	項　目	金　額		備　考
めぐみビル	102	2024/10	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL：098-876-1230　FAX：098-878-5372

係印　領収 '24.9.24

家賃（10月分）100,000円

事務所費

充当割合：政務活動　のみ全額充当



領　収　証

No. 09460

令和 6年10月16日

島尻　忠明　　様

金額　￥１０６，９４９－

内訳

物件名	部　屋	該当年月	項　目	金　額		備　考
めぐみビル	102	2024/11	賃貸料	100,000		
めぐみビル	102	2024/11	水道料	6,949		令和6年9.10月分

上記金額を正にお預りいたしました。

係印

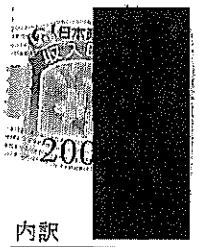
大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL：098-876-1230　FAX：098-878-5372

家賃（11月分）　106,949円

（水道料込み 9月/10月分）

事務所費

充当割合：政務活動　のみ全額充当



領　収　証

No. 09459

令和 6年11月19日

島尻　忠明　　様

金額　￥１００，０００－

内訳

物件名	部　屋	該当年月	項　目	金　額		備　考
めぐみビル	102	2024/12	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

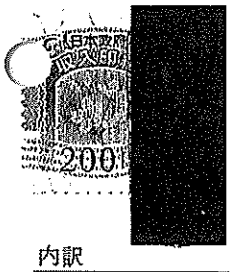
大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL：098-876-1230　FAX：098-878-5372

係印	

家賃（12月分）100,000円

事務所費

充当割合:政務活動　のみ金額充当



領　収　証

No. 10134

令和 6年12月18日

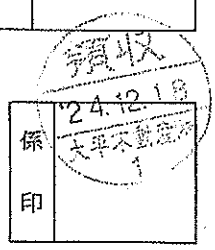
島尻　忠明　　様

金額　¥１００，０００－

内訳

物件名	部　屋	該当年月	項　目	金　額		備　考
めぐみビル	102	2025/01	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。



大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL：098-876-1230　FAX：098-878-5372

家賃（1月分）100,000円

事務所費

充当割合：政務活動　のみ全額充当

領　収　証

No. 10135

令和 7年 1月28日

島尻　忠明　　様

金額　￥１００，０００－

内訳

物件名	部　屋	該当年月	項　目	金　額		備　考
めぐみビル	102	2025/02	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。

領収 '25.1.2 大平不動産株式会社 1

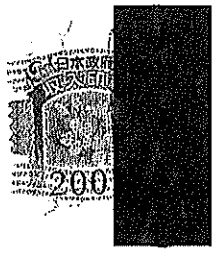
係印

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL：098-876-1230　FAX：098-878-5372

家賃（2月分）100,000円

事務所費

充当割合：政務活動　のみ全額充当



領　収　証

No. 10136

令和 7年 2月17日

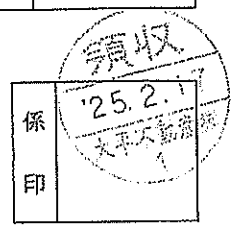
島尻　忠明　　様

金額　￥１００，０００－

内訳

物件名	部　屋	該当年月	項　目	金　額		備　考
めぐみビル	102	2025/03	賃貸料	100,000		

上記金額を正にお預りいたしました。



係印

大平不動産株式会社
沖縄県浦添市伊祖2丁目3-1
TEL：098-876-1230　FAX：098-878-5372

家賃（3月分）100,000円

統一様式－③

事務所費

事務所費充当状況申告票

議員名　島尻　忠明

1. 事務所の状況

住所	浦添市大平1-6-1　めぐみビル102

（事務所の外観）

事務所外観の
全景写真を添付

（事務所の内観）

事務所内観の
写真を添付

（事務スペース、事務用備品等の事務所としての機能を有していることが確認できるもの）

2. 充当割合とその説明

充当割合	全額

充当割合の説明：

政務活動のみ使用全額充当

（関係経費）

家賃（月額）	100,000　円
水道	円
	6,949（2カ月分）　円

（充当額）

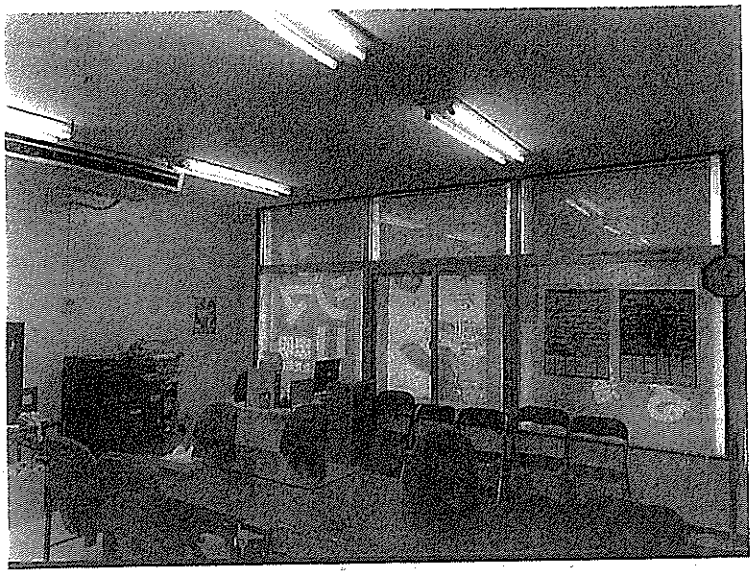
家賃（月額）	100,000　円
その他	円
	6,949（2カ月分）　円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員　島尻忠明　㊞

事務所費







事務所費

統一様式－②

事務所概要申告票

議員名 鉄 名 志 明

1. 物件の所在

住所	浦添市大平1-6-1 めぐみビル102
電話番号	098-987-6137

2. 所有区分

☐ 自宅兼事務所

☐ 自己所有物件

※自宅兼事務所　又は　自己所有物件の場合は、ここまでで完了（署名・押印も不要）

☐ 専用事務所

☑ 賃借事務所

・賃貸借契約先 〔 [redacted] 〕

・所有者 ☐ 親族（続柄：　） ☐ 関連会社 ☑ 第三者

・議員との生計 ☐ 議員と生計同一 ☑ 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 鉄 名 志 明 (署)

賃貸人　氏名 [redacted]

住所 [redacted]

事務所費

貸室賃貸借契約書

(沖縄県知事免許(9)第1141号)

大平不動産株式会社

〒901-2132　沖縄県浦添市伊祖2丁目3番1－101号

☎(098)876－1230(代) FAX(098)878－5372

事務所費

貸室賃貸借契約書

このたび賃貸人[redacted]と賃借人 島尻悠明 は、次の通り貸室賃貸借契約を締結した。よってその証として本契約書弐通を作成し、記名押印のうえ、各自壱通を所持する。

第１条（目的貸室の表示）

賃貸人は、その所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借した。

貸室の所在場所：沖縄県浦添市大平 1-6-1

貸室の構造：RC 造 陸屋根 5 階建 1 階部分

貸室の専有面積：75.6 ㎡（約 22.87 坪）

物件の名称：めぐみビル [redacted] 102. 号室

第２条（賃貸借期間）

賃貸借の期間は 2019 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までの 弐 年間とする。但し、当事者合議の上、更新することができる。
双方から、何等申し出がない場合は、本契約は同一条件で自動的に更新し、以後も同様とする。

第３条（賃料等）

１．賃料は壱月金 壱拾萬 ¥100,000- 円也（消費税別）とし、賃借人は毎月 末 日までに 翌 月分を、後記特約条項第２条記載の銀行口座に振込みで支払うか、賃借人の銀行口座より振替（賃貸人の指定する金融機関に限る）とする。共用部分の維持管理費用として月額金 0 円也の共益費を賃料と併せて支払うものとする。壱月未満の賃料等は壱ヶ月を30日とした日割計算とする。（壱円単位は四捨五入）
但し、振込みに係る手数料は賃借人の負担とする。

２．その賃料等が経済事情の変動、公租公課の増減、近隣の貸室賃料との比較等により不相当となったときは、契約期間中であっても賃料等の増減をすることができる。

第４条（敷　金）

１．賃貸人は敷金として金 壱拾萬 ¥100,000- 円也を賃借人から受領した。但し、敷金には利息をつけないものとする。

２．賃借人は明け渡すまでの間、敷金をもって賃料等その他の債務と相殺できない。

３．賃貸人の承諾なく、敷金に対する権利を、他に譲渡又は担保に供してはならない。

４．第２条の契約期間始期から起算して 壱 年未満に賃借人の都合による解約の場合は違約金として賃貸人は敷金の全額を返還しない。なおかつ賃借人は本件貸室の原状回復費用及び一切の債務を支払うものとする。

事務所賃

5．第２条の契約期間始期から起算して壱年以降の賃借人の都合による解約の場合は敷金の　0割を償却費として差し引き、返還金拾割から本件貸室の原状回復費用及び一切の債務を差し引いた額を返還する。その際賃貸人は、返還金から差し引く債務の額の内訳を賃借人に明示しなければならない。

6．前項に定める原状回復費用及び一切の債務が返還金を上回る場合は、貸借人は遅滞なくその不足した金額を賃貸人に支払うものとする。

第５条（礼　金）

賃貸人は礼金として金　　円也を賃借人から受領した。尚、礼金は返還されないものとする。

第６条（使用目的）

賃借人は、貸室を事務所の目的で使用し、他の用途に使用してはならない。

第７条（転貸等の禁止）

賃借人は、賃借権を譲渡、若しくは本件貸室を転貸（同居、共同使用等事実上賃借権の一部又は全部の譲渡、転貸と同様の結果となる全ての場合も含む）してはならない。

第８条（通知義務並びに所有権放棄）

1．賃借人は本件貸室を長期間不在にする場合その旨、賃貸人に通知しなければならない。無断で壱ヶ月以上本件貸室を不在にし何等の通知もなく賃料等も支払わない場合、賃貸人は本契約を解除することができる。その際、本件貸室内外の賃借人の所有する什器備品等残留品一切の所有権を放棄したものとし、賃貸人においてこれらを処分しても賃借人は一切異議を述べないものとする。

2．賃借人が死亡又は解散した場合、賃借人の相続人又は代理人は、賃貸人に対し遅延なくその旨を通知し、諸手続きを速やかに行うものとする。但し、相続人がいない場合は当然、本契約は終了とする。

第９条（増改築禁止）

賃借人は、賃貸人の承諾なしに貸室の構造を変更し、又はこれに対して造作加工を為してはならない。

第10条（賃借人の改装及び原状回復）

1．賃借人が本件貸室を改装する場合、予め賃貸人の承諾を得なければならない。その際、賃借人は賃貸人に対して計画図面等の書面を提出しなければならない。

2．賃借人が本件貸室を明け渡す（解約、解除等）場合、什器備品及び内装工事等の買い取り請求をしてはならない。

3．賃借人が原状回復せずに明け渡した場合は、原状回復にかかる費用及び原状回復終了までの賃料等を敷金から差し引くが、その費用が敷金返還分で不足した場合、賃借人は遅滞なくその不足した金額を賃貸人に支払うものとする。

4．前項の原状回復とは、本件貸室を入居時の状態に戻すことではあるが、その原状回復は賃貸人及び賃借人が協議して行うものとする。

第11条（補修費用）

本件建物の土台、柱、屋根、壁のひび割れ、外壁塗装の剥離、雨漏り等、建物の基本的施設に関する修繕は賃貸人の負担とし、賃借人の営業上の施設に関する修繕は賃借人の負担とする。但し、賃貸人の負担に係る事項であっても、賃借人の責に帰すべき事由によって毀損した場合は賃借人の負担とする。

第12条（賃貸人の免責事由）

1．賃貸人は天災、地変、火災、盗難等により生じた損害、又は電気、ガス、上下水道等の設備の破損により生じた損害に関しては、重大なる過失の無い限り、一切その賠償の責任を負わないものとする。

2．前項の賠償を保証する為、賃借人は契約期間中、店舗総合保険等（火災保険、盗難保険等）に加入しなければならない。

第13条（契約の終了）

1．本件貸室が、火災その他の災害で大破又は滅失したときは、本契約は催告をしないで当然消滅する。この場合には敷金 壱拾萬 円也は、賃借人へ全額返還する。
¥100,000－

2．賃借人の責めによる火災焼失等の場合は、敷金及び既納の賃料等は賃借人に返還しない。

第14条（諸費用の実費負担）

次の各号の諸費用は賃借人が実費で負担するものとする。

(1)電気、ガス、水道、電話料金等、その他の公共料金。

(2)本件貸室から出るゴミ等の廃棄物については、国及び市町村が定める方法に従い賃借人の責任においてその処分を行い、賃貸人その他の入居者に一切迷惑をかけないものとする。

(3)本件貸室内の電球、蛍光灯の取り替え、水道栓（パッキン）の取り替え等、その他使用上生じた諸費用。

(4)トイレ、洗面台、流し台等の排水パイプのつまり補修費用。

第15条（使用上の注意）

賃借人は、本件貸室内外において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

第16条（契約解除）

賃借人が次の各号の一つに該当したときは、賃貸人は催告をしないで、直ちに本契約を解除することができる。賃借人の所有物が貸室内外に契約解除の日から２日以上放置される場合は、賃貸人がこれを自由に処分しても異議の申し立てをしない。

⑴弐ヶ月分以上賃料等の支払いを怠ったとき。

⑵賃料等の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

⑶第７条及び第９条の規定に違反したとき。

⑷長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないとき。

⑸その他本契約に違反したとき。

第17条（賃借人の解約申入れ）

賃借人は、賃貸人に対して壱月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し賃借人は予告に代え、壱月分の賃料等相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第18条（損害賠償等）

賃借人（その使用人及び来店者も含む）の責に帰すべき事由によって本件貸室及び本件建物（植栽等付属物含む）を破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、又は損害の賠償をする。

第19条（移転料等の不請求）

賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、貸室に付加した有益費及び移転料その他これに類する金銭上の請求をしてはならない。

第20条（看板等設置）

賃借人は、本件貸室の屋外（屋上及び外壁等）に看板等を設置しようとするときは、予め賃貸人の承諾を得て、安全面（暴風時及び天災等も考慮して設置）を十分に考慮しなければならない。賃借人が設置した看板等で人身事故、物損事故等があった場合は、賃借人の責任とし、賃借人はその解決に努力しなければならない。

事務所費

第21条（賃貸人の代理人）

賃貸人は、賃貸人の代理人として、賃借人との連絡及び事務手続き（賃料等の受領も含む）を行うため、管理人を置くことができる。

第22条（連帯保証人）

1．連帯保証人は賃借人の本契約より生じる一切の債務について、賃借人と連帯して債務履行の責を負うものとする。
2．本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
3．連帯保証人が死亡又は解散した時は、賃借人は直ちにその旨を賃貸人に通知し、連帯保証人の変更をしなければならない。その他賃貸人において必要と認める時にも賃借人は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。

第23条（保安点検）

賃貸人又はその代理人は、貸室及び建物の保全、衛生、防火、防犯、救護等に関し、必要あるときは、随時、契約貸室内に立入り、必要な措置を講ずることができる。
この場合、賃借人は賃貸人又はその代理人の措置に協力しなければならない。

第24条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判とすることに各当事者は合意した。

第25条（駐車場）

1．本件貸室の駐車場は＿＿＿＿1台付＿＿＿＿とする。
2．賃借人は駐車場において、駐車場、車両、積載物等の管理を行い、賃貸人はそれらの損害に関して一切の責任を負わないものとする。
3．賃借人は駐車場を利用する車両に変更があった場合は、速やかに賃貸人に届け出なければならない。
4．賃借人は車庫証明の発行を賃貸人に求める場合、保証金として１台につき金参萬円也を発行と同時に賃貸人又は代理人に預け入れる。但し、保証金には利息はつけない。
5．前項の保証金は、本契約の終了、当該車両の廃車、又は譲渡した時点で、その日から60日以内に保管場所台帳（所轄の交通安全協会に保管）の記載を抹消し、その車検証の写しを賃貸人又は代理人に提出し、賃貸人又は代理人が確認した時点で返還するが、その抹消手続きが60日を超えた場合、保証金は消去し賃借人に一切返還しない。
6．車庫証明の申請及び抹消手続きは、賃借人自ら行うものとする。

事務所費

《特約条項》

第１条（暴力団対策法等）

賃借人が次の各号のいずれかに該当したときは、賃貸人は何ら催告を要せず本契約は解除となり、賃借人は本物件を明け渡さなければならない。

(1)暴力団員又は、反社会的構成員と判明したとき。

(2)本物件、共用部分、附属設備等に暴力団の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、家紋、その他これに類似する物件を掲示、若しくは搬入したとき。

(3)暴力団員以外の者が賃借人である場合でも本物件内に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(4)賃借人又はその関係者が本物件内、共用部分、その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑、不安、不快感等を与えたとき。

第２条（賃料等振込先）

賃借人は賃料等を下記口座に振り込むものとする。振込み手数料は賃借人負担。

沖縄銀行 [redacted] 大平不動産（株）

第３条（保証契約）

本件貸室には賃借人の負担で家賃保証契約を附帯し、本件貸室賃貸借契約が終了するまで、家賃保証契約を継続するものとする。

第４条（賃料等の遅延損害金）

１．賃借人は賃料等の支払い期日を10日過ぎても、賃料の全部又は一部の支払いを怠ったときは、金5,000円の請求手数料（遅延した月のみ）と遅延した金額に対し、年利14.5％の割合による遅延損害金を加算して支払うものとする。

２．賃借人が家賃保証委託契約を行っている場合、前項に定めた期間を過ぎた時、賃貸人は保証会社に代位弁済を請求し、賃借人は保証会社に対して保証委託契約に定めた損害金等を支払うものとする。

事務所費

電気　沖縄電力㈱　TEL 876-5221　　電気番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ガス　浦添ガス工業　TEL 098 877-5468　ガス番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ガスはガス会社によって保証金（預かり金）が必要です。

水道　浦添市水道局　TEL 877-8476　水道番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※賃貸人が検針請求する場合もございます。

ゴミ　浦添市役所　TEL876-1234

※必ず環境保全課に電話連絡の上、ゴミ収集の契約を行って下さい。

鍵（正面　　本、裏口　　本、シャッター　　本）　受取　　㊞

事務所費

2019 年 1 月 21 日

賃貸人	住所	[redacted]			
	氏名	[redacted]			
賃借人	本籍				
	現住所	901-2[redacted] 浦添市[redacted]			
	氏名	鈴元志明		生年月日	[redacted]
	勤務先	浦添市議会		電話	(携帯)[redacted] (自宅)[redacted] (職場) 876-1234
連帯保証人	住所	[redacted]			
	氏名		㊞	生年月日	年 月 日
	勤務先			電話	(携帯) (自宅) (職場)
連帯保証人	住所	[redacted]			
	氏名		㊞	生年月日	年 月 日
	勤務先			電話	(携帯) (自宅) (職場)

宅地建物取引業者　免許番号　沖縄県知事（9）第１１４１号
（管　理　人）

沖縄県浦添市伊祖2丁目3番1－101号
大平不動産株式会社
電話０９８－８７６－１２３０
代表取締役　比嘉良和

取引主任者 [redacted]

統一様式－①

経 費 区 分 別 支 出 一 覧 表

経費区分　　事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
11/25	会議用テーブル(6台)/椅子(12脚)	138,600	全額	138,600

事務費

充当割合：政務活動　のみ全額充当

領　収　証

NO.　000839

鳥尻忠明　様

¥138,600※

収入印紙

但し　オフィス家具代として（クレジットカード払い）

上記金額正に領収致しました

2024　年　11　月　25　日

コーユーレンティア株式会社

リスタ沖縄店:
〒901-2223 沖縄県宜野湾市大山7-7-17
☎：098-898-1018　FAX：098-890-1411
登録番号：T3010401025419

取扱者印

内訳		
税率	税抜金額	126,000
10%	消費税額	12,600
税率	税抜金額	－
8%	消費税額	－

会議用テーブル（6台）&椅子（12脚）138,600円